

進路だより

令和6年度 第1号 令和6年4月26日
宮城県立迫支援学校 進路指導部
文責：安藤 岳人 ご意見、ご質問等はメールで→



令和6年度がスタートしました!

新年度がスタートして、3週間が経ちました。先日、高等部の音楽の授業で校歌の練習をしていました。これまで、みんなで歌を歌うことが難しい状況でしたので、生徒の歌声が聞けることをうれしく思いました。児童・生徒のみなさんは、新しい環境に戸惑いつつも、徐々に慣れてきた様子で、学校内では楽しそうな声が聞こえてきます。

さて、今年度も、進路指導部から進路だよりを発行いたします。お子様の自立と社会参加に向けて、進路に関する情報提供を計画しておりますので、御協力の程よろしくお願ひします。進路だよりに関する御質問、御要望等があれば上記のQRコードから、メールにてお寄せください。

進路だより第1号では、今年度の進路関係の行事について紹介いたします。また、保護者の方に参加していただけるような研修会も実施予定です。

高等部3年生のみなさんにとっては、進路を決める現場実習が2回予定されています。地域の事業所の方に理解をいただき、こちらも計画どおり実施する予定しております。感染症の影響もまだありますので、感染対策をしっかりとりつつ、準備を進めてまいります。



令和6年度の進路関係行事（年間）をお知らせします

	期日(予定)	行事	内容(目的)
前期	6/3(月) ~ 6/14(金)	高等部 前期現場実習	・1年生は校内、校外での実習となります。 ・2年生は、初めて全員が事業所、企業に出たの実習となります。 ・3年生は、選択肢を広げる最後の実習となります。
	6/25(火)	中学部 職場見学	・中学部全員での見学となります。石越町にある、「すてっぷ」を見学する予定です。
	7/3(水)	高2 施設・事業所見学	・一般企業と福祉事業所を見学する予定です。
	7/30(火)	進路指導研修会	・夏休み中に、教職員、保護者の方を対象にした研修会を実施します。詳しくは、後日お知らせします。
	8/1(木) ~	高3 個別進路相談会	・各関係機関と情報交換を行い、進路決定に向けて共通理解を図る相談会となります。
	9/10(火)	高3 施設・事業所見学	・卒業後の生活をイメージできるよう、ハローワークやグループホームを見学する予定です。
後期	10/15(火) ~ 10/25(金)	高等部 後期現場実習	・1年生では、グループ実習として、企業で実習するグループがあります。 ・3年生は、最後の実習となりますので、卒業後に利用希望を考えている事業所での実習となります。
	10/16(水)	中学部 現場実習見学	・高等部1年生の校外実習の様子を見学します。
	11/27(水)	高1 施設・事業所見学	・施設や事業所で働いている人の様子を見て、今後の実習先の参考にする見学となります。
	12/6(金) ~	高等部 進路面談	・現場実習の成果や課題について情報交換を行います。 ・次回の実習先や進路先の決定に向けて、共通理解を図る場となります。
	1/27(月) ~	高3 移行支援会議	・高等部卒業後の生活について、関係機関と情報交換を行い、共通理解を図る会議となります。進路先や、計画相談支援事業所などが参加します。

※中学部の職場見学、高等部の施設・事業所見学は、保護者の方も参加できます。近くなりましたら、各学部、学年から案内がありますので、是非御参加ください。

令和5年度卒業生の進路先

今年3月に、高等部3年生7名が卒業しました。7名の進路先について、簡単に紹介します。具体的な事業所名は、令和6年度版「進路と福祉のしおり」を御覧ください。進路と福祉のしおりは、昨年度までは在校生全員にお配りしていましたが、今年度から新入生のみ配布することにいたしました。その他の、在校生の保護者の方は、近日中に学校ウェブサイトに掲載いたしますので、そちらを御覧いただければと思います。準備ができるまで、しばしお待ちください。

生活介護	2名	就労継続支援B型	3名	一般就労	2名	在宅	1名
------	----	----------	----	------	----	----	----

※合計は8名となっておりますが、生活介護とB型を併用している方が1名いるので、このような表記となっております。

一般就労と就労系サービスについて

これまで、進路だよりでは福祉事業所について何度か説明してきましたが、違いを理解するのがなかなか難しいところもあるので、改めて取り上げたいと思います。

右の図は、高等部の進路学習の中で生徒に説明するときに使っている資料です。これを見ると、ある程度分かっていただけでは思いますが、今回はもう少し違った視点で考えてみたいと思います。

一般企業と就労継続支援A型

同じところ・・・時給計算で給料が支払われる。

※一般企業では、仕事に慣れるまでは短時間勤務にしてくれるなどの配慮をしてくれますが、仕事の正確性、スピードなどは他の従業員と同じようにできるようになることが目標となります。

A型は福祉事業所ではありますが、時給計算で給料を支払いますので、事業所としては単位時間の仕事量はしっかりこなして欲しいということになります。また、有給休暇を取ることもできます。

違うところ・・・支援者が付くか、付かないか。

※一般企業では、その方が働きやすいように指示を出す人を同じにするとか、相談の窓口を決めておくなど環境を整えてくれますが、基本的には一人で仕事をします。

A型は、おおよそ利用者10人に対し1名くらいの割合で支援者の方が付きます。事業所に余裕があれば、支援者の数は多くなります。支援者の方の指導、見守りのもと仕事ができるので、安心して仕事ができるというメリットがあります。

就労継続支援A型と就労継続支援B型

同じところ・・・利用の時間は9時～16時の間くらいで、一般企業と比べると時間が短くなります。

違うところ・・・B型事業所は、利用者の方の働きで得た利益は、原則利用者に分配することになっていきますので、時給計算ではなく、その月の利益が工賃に反映されます。また、休んだ分は工賃にはなりませんので、月によって工賃に差が出ます。仕事量の評価は、事業所によって様々です。単純に通所日数で計算したり、個人の働きぶりを6段階くらいで評価して、工賃に差を付ける事業所もあります。

一般企業

- ・給料をしっかりともらえる。
- ・労働時間が長い。
- ・中には厳しい仕事もある。

就労移行支援事業所

- ・就労するための訓練。
- ・2年間で、就労先を決める。
- ・給料がない場合もある。

就労継続支援A型事業所

- ・時給で、給料がもらえる。
- ・労働時間が短い。
- ・事業所の数が少ない。

就労継続支援B型事業所

- ・自分のペースで仕事ができる。
- ・給料は出来高制。
- ・給料が少ない。

